

流山市支え合い活動対象者名簿登載同意・申出書

(宛先) 流山市長

私は、流山市地域支え合い活動推進条例の規定により、支え合い活動を行う団体等に対して提供される流山市支え合い活動対象者名簿に登載されることに同意します。

令和 年 月 日

1 同意対象者 (本人) ※下線欄必須 (自署の場合は押印不要)

<u>フリガナ</u>				性別	男・女
<u>氏名</u>					
<u>生年月日</u>		明治・大正・昭和・平成 年 月 日			
<u>住所</u>		流山市			
連絡先	電話番号		携帯電話番号		
	FAX 番号		メールアドレス		
その他登載希望事項 (※)					

※上記情報以外で名簿に登載を希望する事項があれば記載してください。

2 緊急時の連絡先 (本人以外の緊急連絡先)

緊急時連絡先①	<u>フリガナ</u>			本人との関係	本人から見て	
	<u>氏名</u>					
	<u>住所</u>					
	連絡先	電話番号		携帯電話番号		
FAX 番号			メールアドレス			
緊急時連絡先②	<u>フリガナ</u>			本人との関係	本人から見て	
	<u>氏名</u>					
	<u>住所</u>					
	連絡先	電話番号		携帯電話番号		
FAX 番号			メールアドレス			

3 保護者・親権者・未成年後見人 (登載希望者が未成年者の場合等)

<u>フリガナ</u>				本人との関係	本人から見て
<u>氏名</u>					
<u>住所</u>					
連絡先	電話番号		携帯電話番号		
	FAX 番号		メールアドレス		

※太枠の欄に記載していただいた情報は、流山市支え合い活動対象者名簿に登録し、支え合い活動を行う団体等に提供します。太枠以外の欄に記載していただいた情報は、市が緊急時の対応等に活用することを目的に収集する情報として利用します。

# 流山市支え合い活動対象者名簿への登録について

名簿への登録を希望する方はお申出をお願い致します。

(障害の等級が軽度でも登録することができます)

流山市では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる地域づくりを目指して、地域での支え合い活動<sup>※1</sup>を進めています。

支え合い活動では、自治会や関係機関等への情報提供に同意いただいた方の「支え合い活動対象者名簿」<sup>※2</sup>を作成し、地域に提供することで、平常時の見守りや災害時の避難支援などに役立てています。

## 支え合い活動対象者名簿の登録要件

①	75歳以上のみの世帯（一人暮らし含む）に属する方で、名簿登録に対して不同意の申出がない方
②	身体障害者手帳 1・2級、精神障害者保健福祉手帳 1級、療育手帳 A等、要介護 3以上の方で、名簿登録に同意の申出があった方
③	その他支援を必要とする方で、名簿登録の申出があった方（自治会、民生委員等を通じた申請もお預かりしています）

※ 毎年 1 月 1 日を基準に、新たに該当された方には通知を送付しています。

### ※1「支え合い活動」とは・・・

- 自治会を中心に地域の方などが「少しずつ」「できることを」「できる範囲で」行う、日常的な見守りや災害時の避難支援のための活動です。（支援が必ず受けられることを保証するものではなく、また、活動に携わる地域の方が、法的な責任や義務を負うものではありません。）
- 自治会等が行う活動は、地域の実情に応じて自主的に行われるものであるため、各自治会等によって違いがあります。
- 困った時や災害が起こった時などには、近隣の方や自治会等による地域での支え合いが助けとなります。
- 何かあった時にも助け合える関係をつくるためには、日頃からのご近所づきあいや地域の方との交流が大切です。また、自治会に加入していない方は、ぜひ自治会に加入しましょう。

### ※2「支え合い活動対象者名簿」とは・・・

- 地域で「支え合い活動」を円滑に行えるようにするため、地域支え合い活動推進条例に基づき市が作成し、団体等（自治会、民生委員、警察、消防など）に提供する名簿です。
- 名簿には、支援が必要（ひとり暮らしの高齢者、障害をお持ちの方や介護を必要とする方等）で名簿登録に同意された方が登録されています。
- 団体等は、提供された情報を「支え合い活動」の目的以外で使用することは、条例で禁じられています。
- 流山市は、団体等とあらかじめ個人情報取扱いに関する協定を締結し、団体等の名簿管理者が名簿を適切に管理します。

問い合わせ先 流山市役所 健康福祉部 社会福祉課 健康福祉政策室

(申込み先) 電話：04-7150-6079 (直通) FAX：04-7158-2727